

レンタカー貸渡約款
(施行 令和 7 年 5 月 1 日)

第 1 章 総則

第 1 条(約款の適用)

・貸渡人（以下「当社」という。）は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

・当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第 2 章 予約

第 2 条(申し込み)

・借受人は、レンタカーを借りるにあたり、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート・カーナビ等オプション類の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

・当社は、借受人から予約の申込みがあった場合は、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が必要と認める場合には、予約申込金を支払うものとします。

第 3 条(変更)

・借受人は、借受条件を変更しようとする場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 4 条(取り消し等)

- ・借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

- ・借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結手続きに着手しなかった場合は、予約が取り消されたものとします。

- ・前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、予約申込金を受領している場合は、この予約取消手数料と相殺するものとします。

- ・当社の都合により、予約が取り消された場合、又は貸渡契約が締結されなかった場合は、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

- ・事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかった場合は、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第3章 貸渡し

第5条(貸渡契約の締結)

- ・借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社は約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合、及び、借受人又は運転者が第6条第1項、もしくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

- ・貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第7条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

- ・当社は、国土交通省通達に基づき、貸渡簿（貸渡原簿）及び第11条第1項に規定する自動車貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下、「運転者」といいます）の運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、当社に対し、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示した上で、その写しを提出するものとします。

・当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、提出された書類の写しを取ることがあります。

・当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるものとします。

・当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し現金、またはその他の支払方法による貸渡料金の支払いを求め、又は支払方法を指定することがあります。

第6条(貸渡契約の締結の拒絶)

・借受人又は運転者が以下の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものと、予約を取り消すことができるものとします。

(1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は当社に対して運転免許証の提示、もしくはその写しの提出がないとき

(2) 酒気を帯びていると認められるとき

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき

(4) チャイルドシートがないにも関わらず6歳未満の幼児を同乗させるとき

(5) レンタカーが自動二輪車の場合は、該当する運転免許を取得してから1年以上経過しない場合、または運転免許を取得してから1年以上経過していても運転の習熟に不安があるとき

(6) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員または関係者、その他反社会的組織に属していると認められたとき

(7) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、もしくは合理的範囲を超える負担を超える費用を要求し、または暴力的行為あるいは言辞を用いたとき

(8) 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または業務を妨害したとき

2. 借受人又は運転者が以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1) 予約に際して定められた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき

(2) 第5条第3項ないし第6項の求めに応じないとき

(3) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金、その他当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき

- (4) 過去の貸渡しにおいて、第 16 条各号に掲げる行為があったとき
- (5) 過去の貸渡しにおいて、自動車保険が適用されなかった事実があったとき
- (6) 貸渡することができる自動車がないとき
- (7) その他当社が適当でないと認めたとき

・前 2 項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、当社所定の予約取消手数料を直ちに当社に支払うものとします。なお、当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第 7 条(貸渡料金)

貸渡料金とは、下記の料金の合計金額をいうものとし、契約した貸渡期間に相応する料金を貸渡契約締結時に受領します。又、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

- (1) 基本料金
- (2) 各種制度加入料
- (5) 燃料代又は充電代
- (6) 配車引取料
- (7) その他の料金

・基本料金は、レンタカーの貸渡時において、当社が地方運輸支局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。）に届け出て実施している料金によるものとします。なお、本約款に定める予約を完了した後に貸渡料金を改定した時は、予約時に適用した料金表に定める価格を貸渡料金とします。

第 8 条(貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡した場合に成立するものとします。

第 9 条(借受条件の変更)

・借受人は、貸渡契約の締結後、第 5 条第 1 項の借受条件を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を得なければならないものとします。

・当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生じるときは、その変更

を承諾しないことがあります。この場合、当初の貸渡期間満了前までに当該レンタカーの返却するものとします。

第 10 条(点検整備及び確認)

・当社は、道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）及び第 48 条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

・借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること及び当社所定の点検表に基づく車体外観並びに備品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

・当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

・チャイルドシートは、借受人又は運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシートの装着について一切責任を負わないものとします。

第 11 条(自動車貸渡証の交付、携帯義務等)

・当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の自動車貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

・借受人は、レンタカーの借受期間中、前項より交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

・借受人は、自動車貸渡証を紛失した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

・借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第 4 章 責任

第 12 条(定期点検整備)

・当社は、道路運送車両法 48 条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。

第 13 条(管理責任)

・借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、管理するものとします。

第 14 条(日常点検)

・借受人は又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 4 7 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第 15 条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

（１）当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

（２）レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第 11 条の自動車貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。

（３）レンタカーを転貸し、又は他の担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

（４）レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等その原状を変更すること。

（５）当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

（６）法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

（７）飲酒運転を行なうこと。

（８）当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

（９）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

（10）当社の承諾を受けることなく、レンタカーに装着されているオーディオ、カーナビ及びその他装備品を取り外し、車外に持ち出すこと。又車載工具、装着タイヤ、スペアタイヤ等を当該レンタカー以外に用いること。

(11) 当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。又承諾を受けた場合でも、車内でペットをケージから出すこと。

(12) 車内での喫煙

(13) その他第5条の借受条件に違反する行為をすること。

第16条(違法駐車の場合の措置)

・借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署へ出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。

・当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時まで違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社はレンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

・当社は、前項の指示を行なった後、当社の判断により、違法処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、借受人又は運転者が違反を処理していない場合には、違反の処理が完了するまで借受人又は運転者に対して繰り返し同項の指示を行なうものとします。また、借受人又は運転者が同項の指示に従わない場合は、当社は何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下、「自認書」といいます）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

・当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行なうほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとします。

・当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人、もしくは運転者の探索及びレンタカーの移動、保管、引き取り等に

要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者は、当社に対して放置違反金相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとし、当社の指定する期日までにこれらの金額を当社に支払うものとします。

・借受人又は運転者が放置違反金相当額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が反則金を納付し、又は公訴を提訴されたこと等により、放置違反金納付命令が取消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は還付を受けた放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

・当社は、前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人もしくは運転者が、当社が指定する期日までの前項の請求額を支払わないときは、以後の借受人又は運転者に対するレンタカーの貸渡しを拒絶することができるものとします。

第5章 返還

第17条(返還責任)

・借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

・借受人又は運転者が前項の規定に違反した場合は、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

・借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責任を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

※NOC（ノンオペレーションチャージ）が適用される場合があります。

第18条(返還時の確認等)

・借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所があることを除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

・借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの

返還後においては、遺留品については保管の責任を負わないものとします。

第 19 条（借受期間変更時の貸渡料金）

・借受人又は運転者は、第 9 条第 1 項により所定の返還場所を変更した場合は、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（乗捨料金）が当初乗捨料金を超える場合には、その超過分を支払うものとします。ただし、当初乗捨料金を下回る場合でも、当社はその差額を返還しません。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

※NOC（ノンオペレーションチャージ）が適用される場合があります。

第 20 条（レンタカー貸渡料金の精算）

・借受人は、レンタカー返還時に超過料金、付帯料金、ガソリン料金等の未精算がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。

・レンタカー返還時において燃料が未給油（満タンでない）の場合には、借受人は、当社が別に定める規定に従い算出した燃料代を支払うものとします。

第 21 条（不返還となった場合の措置）

・当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じない場合、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められる場合は、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。

・当社は、前項に該当することとなった場合は、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

・当社は、借受人又は運転者が借受期間満了日から起算して3日以上、レンタカーの返還もなく、借受人又は運転者と連絡がつかない場合は、借受人又は運転者によりレンタカーの盗難があったものとみなします。この場合は、所轄警察署へ盗難届けを提出するものとします。

第6章 事故・盗難・故障時の措置

第22条（事故発見時の措置）

・借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生した場合は、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

（１）直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

（２）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

（３）事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

（４）事故に関し相手方と示談その他の合意をする場合は、あらかじめ当社の承諾を受けること。

・借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

・当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

・当社は、レンタカーに係る事故が発生した場合は、レンタカーの所在を確認するため、借受人及び運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な処置をとるものとします。

・当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が設置されている車両について、衝突が発生した場合や急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。

第23条（盗難発生時の措置）

・借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生した場合やその他の被害を受けた場合には、次に定める措置をとるものとします。

（１）直ちに最寄りの警察に通報すること。

（２）直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

（３）盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力する

とともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 24 条（故障発見時の措置）

・借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見した場合は、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 25 条（使用不能による譲渡契約の終了）

・使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」という。）によりレンタカーが使用できなくなった場合は、貸渡契約は終了するものとします。

・借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。なお、特約により貸渡料金が後払いになっている場合、又は貸渡期間の延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。

・故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責に帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

・レンタカーの使用において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

・借受人は前項に該当することとなった場合は、その旨を当社に連絡するものとし、レンタカーを使用できた期間に相応する貸渡料金を、当社に支払うものとします。ただし、既に全額受領済みの場合は除きます。

・借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第 7 章 賠償及び補償

第 26 条（賠償及び営業補償）

・借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は

当社に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

・前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

・借受人又は運転者は、第15条（7）（飲酒運転の禁止）に定める事項に違反して、事故を起した場合は、いかなる理由によってもその責任を免除されず、当社に対して違約金として金30万円を支払うものとします。なお、当該違反の結果、当社に損害が生じた場合には、借受人又は運転者は、別途当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第27条（保険及び補償）

・使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

（1）対人補償 1名につき 無制限（自動車損害賠償責任保険による金額を含む。）

（2）対物補償 1事故につき 無制限（免責金額 5 万円）

（3）人身傷害補償 1名様 5000 万円まで

・人身傷害補償の適用に際しては、必ず警察への人身事故の届出と医師による正規の治療を要します。なお、その他に関しては当社付保の損害保険規定に準ずるものとします。

・保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

・保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害（保険約款に基づき保険会社が算定する損害額）については、特約した場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。

・公道以外での走行（サーキット場など）、悪路の走行、自動車レースでの走行などでの過失、無謀運転での過失は保険補償の対象外となり、借受人又は運転者の全額負担となるこ

とがあります。

・当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払った場合は、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

第 8 章 解除・解約

第 28 条（貸渡契約の解除）

・当社は、借受人又は運転者が使用中に次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。ただし、特約により貸渡料金が後払いになっている場合、又は借受期間の延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。

（１）この約款に違反した場合。

（２）借受人又は運転者の責に帰する事由により交通事故を起こした場合、又はレンタカーが損傷あるいは故障した場合。

（３）第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった場合

第 29 条（同意解約）

・借受人は、使用中であっても、当社の同意を得てレンタカーを返還し次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

・借受人は、前項の解約をする場合は、次に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

・借受人又は運転者は、解約手数料のほか、未精算金又は燃料精算金があるときは、第 20 条の定めより、これらを直ちに当社に支払うものとします

第 9 章 雑則

第 30 条（相殺）

・当社は、約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運

転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができます。

第 31 条（消費税・地方消費税）

・借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む。）を当社に対して支払うものとします。

第 32 条（遅延損害金）

・借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠った場合は、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 33 条（細則）

・当社は、約款の細則を別に定めることができるものとし、当該細則は約款と同等の効力を有するものとします。

・当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 34 条（重要事項の情報提供）

・当社は借受人に対し、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。

・借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

第 35 条（合意管轄裁判所）

・この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は各店舗所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

附則